

(仮称) 第 6 次横須賀市男女共同参画プランの策定について

1 (仮称) 第 6 次横須賀市男女共同参画プランの策定手順

(1) 素案の作成

- ・ 審議会
- ・ 各事業の主管課

(2) 案の作成 (10 月)

(3) パブリック・コメント手続き (11 月実施予定)

(4) 計画の決定 (2 月)

↓
新プラン開始 (4 月)

2 (仮称) 第 6 次横須賀市男女共同参画参画プランの策定スケジュール

年	月	審議会	事務局
R 4 (2022)	5		新プラン全体像の作成
	6	審議会 1 新プラン全体像 (素案の検討) 【諮問】	新プラン (案) 体系・全体像作成
	7		各事業の主管課との 調整開始～8 月
	8	審議会 2 新プラン案の検討①	
	10	審議会 3 新プラン案の検討②	
	11		パブリック・コメントの実施
R 5 (2023)	1	審議会 4 パブコメ回答について 新プラン案の修正確認	
	2	審議会 5 答申案の検討 (新プラン案完成)	
	3		審議会から市長へ答申 【答申】

3 （仮称）第6次横須賀市男女共同参画プランの骨子（案）について

（1）概要

計画期間：令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度）の3年間

計画内容：第5次プランを引き継ぎ、これまでの男女共同参画の考え方を踏襲しながら、第5次プラン策定後に施行された「男女共同参画推進及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の基本理念をはじめ、令和2年12月に閣議決定された国の計画や神奈川県のパラン、第5次プラン策定後の社会情勢を踏まえ、性別にかかわらず、すべての“ひと”が自分らしく輝けるまちを目指します。

計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- ②「男女共同参画推進及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」第10条に基づく基本計画
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条2に基づく市町村推進計画
- ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

